

大阪国際空港周辺地域における移転跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画



【地域再生計画の区域】

豊中市の全域

(主に豊中市都市計画マスターplanの地域別構想による
西部・中部・南部地域)

【地域再生計画の概要】

大阪国際空港周辺地域においては航空機騒音防止法に基づき航空機騒音による障害が特に著しい区域において、空港周辺環境対策事業の一環として移転補償事業による土地取得が行われてきました。

その後、航空機の低騒音化等の発生源対策の進捗等により、航空機騒音等が軽減され、騒音区域の縮小が行われました。このようなことから、第2種区域外となった市域において約240箇所にもおよぶ移転跡地が長期間にわたりネットフェンスで囲われて点在しています。

(地域の現状)

- ①住宅地域では、跡地が住宅地内に数多く点在しているため、まちの空洞化を引き起こし、民間地の再編や集合化などにも支障をきたしており、新たな居住者の転入が促進されていません。
- ②工業地域では、多くの事業所の移転により産業立地としてのポテンシャルが著しく低下した結果更なる事業所の転出を招き、地域産業の衰退が進行しています。

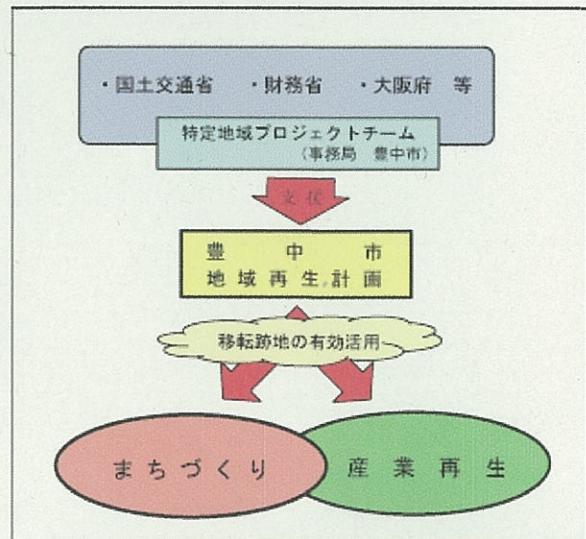
(地域再生の目標)

第三次豊中市総合計画における豊中市の将来像として「活力あふれる個性的・自律的なまち」として目指すところの「まちづくり」と「産業再生」の視点に立って地域特性に合った効果的な土地利用方策を検討します。

このために、国の関係省庁や府の課長級職員からなる「特定地域プロジェクトチーム」の支援を受け、地域再生を目指した跡地有効活用事業の促進により地域再生計画の円滑な推進を図ります。

【適用される主な支援措置】

地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成。



【地域再生計画の概念図】